

## 土地利用申出に関する注意事項

見沼田圃で土地の開発及び建築物等の建築を行う場合は、各法令等の手続きを行う前に、下記のとおり土地利用申出書を提出してください。

### 記

- 1 土地利用申出を行う場合は、別添の土地利用申出書及び別添図書を提出してください。
- 2 土地利用申出書及び別添図書は、1部提出してください。  
※令和3年4月より提出部数変更。
- 3 雨水浸透マスについては、土地利用申出書の「9 調節池の概要」の欄に、設置基数を記入するとともに、排水計画図等に図示してください。また、予定建築物の立面図に雨水浸透マスの雨樋の経路を図示してください。
- 4 提出された土地利用申出書は、「見沼田圃の保全・活用・創造の基本方針（平成7年4月1日から施行）」に基づき審査の上、その結果を連絡します。

### （問合せ先）

さいたま市みどり公園推進部見沼田圃政策推進課

電話048-829-1413（直通）

埼玉県企画財政部土地水政策課

見沼田圃・三富地域担当

電話048-830-2195（直通）

【500平方メートル未満の土地利用を行う場合の添付図書】

番号	添付図書の名称	縮 尺	明 示 すべき 事 項 等
1	土地利用計画書		(1) 申出理由 (2) 排水放流先の管理者等の関係機関との調整結果
2	委任状		申出の手続きを代理者が行う場合に添付すること
3	土地所有者の同意書		申出書と土地所有者が異なる場合に添付すること
4	隣接土地所有者の同意書		盛土（客土を含む。）を行う場合は隣接土地所有者の同意書を添付すること
5	土地登記簿謄本		申出時以前3か月以内のもの
6	申出地現況写真		2方向以上とすること
7	土地利用区域位置図	50,000分の1以上	土地利用区域（朱書）、方位
8	公図の写し	600分の1以上	(1) 土地利用区域（朱書）、方位 (2) 土地利用区域の地番、地目 (3) 隣地の地番
9	求積図 現況図	500分の1以上	(1) 土地利用区域（朱書）、方位 (2) 実測図による三斜法又は座標計算 (3) 建築物その他の工作物 (4) 土地利用区域内及び隣接地の高低差
10	土地利用計画図 造成計画平面図 排水計画の平面図	500分の1以上	(1) 土地利用区域（朱書）、方位 (2) 予定建築物その他の工作物の配置及び用途 (3) 土地利用区域内及び隣接地との高低差
11	造成計画断面図	500分の1以上	(1) 土地利用区域内及び隣接地との高低差 (2) 切土（黄）、盛土（茶）等を明記 (3) 断面は2方向以上とする
12	予定建築物の 平面図・立面図	100分の1以上	(1) 建築面積、延床面積 (2) 高さ